

## 徳島県犯罪被害者等支援条例 骨子案 パブリックコメント募集結果

| ご意見・ご提言等  |
|---|
| 被害者情報の管理はどのようになるのかについて、条例の中に示してほしい。   |
| 直接、盛り込めないとは思いますが、加害者の教育についても検討してほしい。  |
| 関係者が多岐にわたるので、個人情報の取り扱いについて、しっかりと明記した方が良い。   |
| 相談、情報提供などが基本的施策に含まれているが、弁護士会との連携なども検討して欲しい。   |
| 犯罪被害に遭われた方や、御家族の方は、行き場のない強い怒りや悲しみがあると思われるので、基本的施策において、長期的な心理支援を受けることが可能となるよう、経済面での支援、心理関係機関の情報提供等のサービスを希望する。                    |
| 時間の経過とともに表面上は以前と同じように見えることもあるが、心の傷は治っていない場合が多い。特に被害者が亡くなっている場合は、被害者が返ってこない限り、平穏はあり得ない。そのため、条文の目的の記載で「再び平穏な生活を取り戻す…」の表現はしないで欲しい。 |
| 基本理念の「個人としての尊厳」の表記は「犯罪被害者等としての尊厳」としてほしい。すべて人は尊重される存在だが、犯罪被害者等はその尊厳を著しく損なわれており、その尊厳を取り戻すため、犯罪被害者等の尊厳を最大限尊重することが求められる。            |
| 県の責務は、「県の責務及び連携協力」として、国、他の地方公共団体や関係機関等と連携・協力して支援に当たるべき。   |
| 市町村の総合的対応窓口には、専門職の配置が困難な場合が多いので、県の担当者がコーディネーターとなり、市町村の担当者の相談に応じ、情報提供等を行うなど連携・協力してきめ細かな支援につなげるため、県の総合的対応窓口専門職を配置する。              |
| 「経済的負担の軽減」について、情報提供や助言だけでは全く不十分。東京都や三重県のように、県自ら見舞金(支援金)を支給するようにしてほしい。   |
| 「県民等の理解の促進」の「学校における教育の促進」は非常に重要。犯罪の被害者も加害者も出さないことが必要。例えば、小学4年生以上から中学生まで、命の大切さを知ってもらうため、犯罪被害者等の話を聞く機会を設けることが必要と思う。               |
| 県の責務は、市町村で解決できない広域的な課題の解決に向けた取り組みに限定し、市町村の責務を明記してはどうか。  |
| 国、検察庁、警察、マスメディアとの連携の強化や役割の明確化が重要であるため、これらの主体の責務を加えることはできないか。  |
| 単なる理念条例にならないよう犯罪種別についても明記し、具体性を高めてはどうか。   |
| 定義に詳しく述べられると思われるが、ここで扱う犯罪とは何か。刑法犯だけなのか、あおり運転の被害者も含むのか。ストーカーの被害者も含むのか。被害者の範囲が曖昧な条例はいかがなものか。                                      |

## ご意見・ご提言等

被害者支援に係る予算を設けること、二次被害や事件・事故の防止を目的とした教育の機会を設けることも、県の責務とすると、より良い被害者支援になると思う。

県と関係機関が一丸となり、被害者や遺族を支援できる、安心安全な、暖かい徳島を作ってほしい。

相談及び情報の提供等では、自発的に支援を求められない被害に遭われた方もいるため、状況に応じて積極的に働きかけるアウトリーチを行ったり、例えば警察署や教育機関などの関係機関と連携などして必要な情報が速やかに行き渡るような体制が実現することを願っている。

被害に遭われた方は経済的に困窮することが多いため、生活に困らない制度が整えられることを期待する。三重県などには見舞金の制度があるが、できれば徳島でも迅速で安定した経済的支援が受けられるような環境が整えられるといい。

学校における被害者理解教育の促進については、二次被害を防止するとともに、将来の犯罪・DV・虐待などの防止にも繋がる可能性があるため、意義があり大切な項目である。

被害に遭った方が口にされるのは「どこに相談したらいいかわからない」「相談窓口が一本化していないので、色んな窓口を渡り歩かなければいけない」ということ。犯罪被害者が必要とする支援は多岐にわたり、警察は犯罪捜査、生活支援は行政、心理的ケアはカウンセラー、弁護士は法律相談というように、役割分担が必須です。どこか一つの窓口につながれば、関係機関にすぐつながるという仕組みづくりが必要。

警察もしくは弁護士と、生活支援等をしてくれる行政の窓口とが連携できなければ、十分な支援とは言えない。そのためには努力義務にとどまらない、具体的な被害者支援の根拠となりうる犯罪被害者支援条例が必要。

条例は一旦制定してそれで終わりではない。被害者支援のための施策につき、どの程度目標を達成できているのかを適切に評価し、再度目標を立てて改善していく必要がある。施策を評価し、再度計画に反映していくための制度が必要。

被害者の置かれる立場や被害者支援に対する理解を推進することは、いじめ防止教育と非常に強い関連性がある。わが県においても、いじめ防止教育と関連させる形で、学校における啓発を行うことが有用ではないか。

先行して近年制定された条例を参考に条文化が進むことになるかと思うが、そのような先行条例の内容を集約し、それをわが県の特色に応じて先進的な内容をも取り入れたのが、徳島弁護士会案である。そのため、同案は、十分に検討される必要がある。

県内市町村に先駆けて、県が条例を制定するとのことであり、ここで県が示す方向性は、後の市町村条例の制定の動きにとっても非常に重要である。県の責務である「総合的な施策」の実施にあたり、県が市町村に対して、被害者支援に関する具体的な施策を押し付けるようなことがあってはならない。県内のどの市町村に住んでいても、同じような施策を受けられる必要があり、そのためには、先駆けとなる県が、具体的な施策をおこなうことを条例に明記して、被害者支援の施策をリードしていく必要がある。

被害者側の家族の負担は、はかりしれない程大きく、時間とお金がかかる。弁護士費用やつらい話を何回も聞かれ説明する。心の病気になる人は多いと思う。被害者側にも国から生活や仕事の保障をしてほしい。徳島は相談員の専門家がいないと聞いた。県外までいくエネルギーは大変なもの。加害者にならない青少年の教育・被害者によりそった法律の整備をお願いしたい。

## ご意見・ご提言等

自治体職員(特に相談窓口担当)に対する啓発、教育を強化すべき。

個人情報の取扱について不安が残る。

被害者支援に関する施策につき、5年間の期間を切って、目標達成の度合いを評価する仕組みが必要。

被害者の側に労力をかけさせるのではなく、関係機関が連携して動くことによって、なるべく被害者の労力を減らすことが必要。

(刑事被疑者の)当番弁護士制度のようなものを作れないか。

「市町村の責務」を入れてほしい。理由は項目として示さないと、市町村の担当者は自覚や責任感が湧いてこず、ほぼ県等に頼ることになるおそれがある。市町村では、住民異動の手続、埋葬許可等の手続から始まり、各種保健医療制度・福祉制度を実施していることから、支援の輪が県下に行き届くためには、市町村職員の意識づけが大切と思う。

「損害賠償請求の支援」として、「犯罪被害者等に対する加害者からの賠償を迅速かつ適正に行わせるため、犯罪被害者等の行う損害賠償請求の訴訟及び取り立てに関して必要な支援を行う」といった文言もあっていいのかなと思う。

作成された方々の思いやご苦勞が大変よく伝わる、素晴らしく考えられた骨子案だと感じた。犯罪被害者の方々に少しでもサポートの手を差し伸べるためにも、早い条例の制定を望む。

条例制定後、県の責務をチェックする委員会は設置しなくても良いのか。チェック機関があることで、よりよい施策にすることができるし、県民に資する条例にできる。

財政上の措置は項目として良いと思うが、努力義務ではなく、確実に行っていただきたい。財政上の措置がないと、施策自体の実行力がなくなるのではないかと危惧している。

県外に住民票がある方は、この条例の支援の対象になるのか。職場が徳島でも、自宅は県外の人の場合、勤務中に徳島で被害にあってもその人は支援が受けられないことになる。また、徳島に在住・勤務しながらも、様々な都合で住民票のみ県外にうつしている人々もいる。そのため、居住地にかかわらず、県内で起こった事件に対して必要に応じた支援が届くようにすべき。

経済的負担の軽減について、情報の提供や助言等とあるが、それだけではなく、一時見舞金の支給など、実際の経済損失の補填に関わる施策も検討していただきたい。

地域による支援の格差はあってはいけないと感じた。